

市報 きよせ

手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬

No.1378 毎月1日・15日発行

令和5年 (2023年) 2月15日号



主な内容

- ② J:COM 「長つと散歩〜ようこそ清瀬市役所へ〜」放送!
- ③ 新校開設に向けた 第2回市民ワークショップ
- ③ 平和祈念フェスタ in 清瀬
- ④⑤ 特集 令和3年度ごみの処理状況について

発行：清瀬市 編集：企画部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842 ☎042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp

改正道路交通法 令和5年4月1日施行

法律(道路交通法)でも 自転車利用者のヘルメット着用が努力義務に!

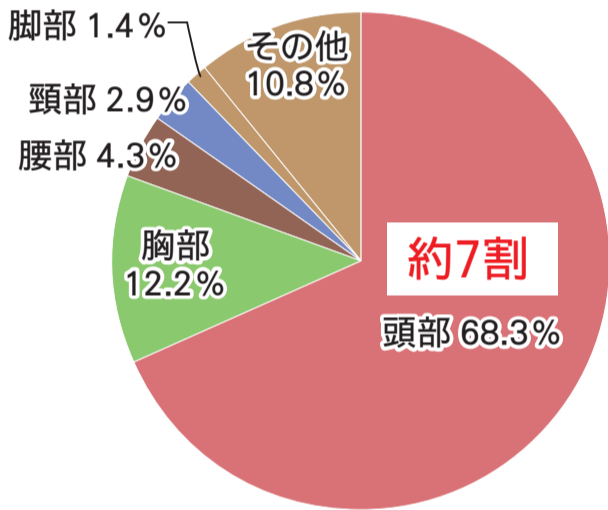
東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者のヘルメット着用がすでに努力義務化されていますが、令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、法律でも自転車利用者

のヘルメット着用が努力義務化されます。自転車用ヘルメットを用意するなど今一度、自転車の利用について考えましょう。

☎道路交通課交通安全係 ☎042-497-2096

◆自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っています

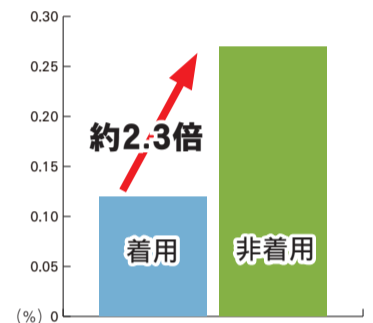
自転車乗用中死者の損傷主部位の比較
(東京都内 平成29年～令和3年)



出典：警視庁ホームページ「自転車用ヘルメット着用」より作成

ヘルメット着用状況別の致死率
(東京都内 平成29年～令和3年中)

ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は着用している場合と比較すると、約2.3倍も高くなっています。



自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です!

出典：警視庁ホームページ「自転車用ヘルメット着用」より作成

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入する必要があります(義務)

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用中の事故で他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となっています。必ず加入しましょう。



詳しくはこちら
(東京都のホームページ)

令和5年清瀬市20歳のつどいを開催しました!

1月8日、新型コロナウイルス感染症対策を施したうえで、令和5年清瀬市20歳のつどいが清瀬けやきホールにて開催されました。当日は天候にも恵まれ、華々しい衣装に身を包んだ参加者が再会を懐かしみ、会場は賑わいのある雰囲気になりました。式典には519人(対象：平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの815人)が来場し、代表の2人が

舞台上で力強く抱負を述べました。また、今年度より発足した「清瀬市20歳のつどい実行委員会」企画の恩師の先生からのメッセージや給食レシピーの展示などが行われ、参加者は展示を見て思い出話に花を咲かせていました。なお、来年の開催日程は1月7日(日)を予定しています。

☎生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-497-1815



二十歳の抱負を述べた代表のお二人



◀清瀬市産野菜で作った「野菜ブーケ」や「ちみつ[Kiyohachi]」などが当たる抽選会も行われました。くじは澁谷市長や斉藤市議会議長、会場の参加者が引きました。